



# あげまつだより 確定申告版



上松町役場 税務係

## 『申告にはマイナンバーの記載と本人確認が必要です。』

(後述、「確定申告に必要なもの」を参照)

申告の受付は 2月17日(月)から3月17日(月)まで となります。

令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告と令和7年度住民税の申告相談を実施します。今年も各地区に相談会場を設けますので、申告が必要となる方はお越してください。

### ～申告相談日程表～

実施日	実施時間	会場	対象地区
2/17(月)	9:30~12:00	小田野集会所	小田野
	13:30~15:00	台農業生活改善センター	台
18(火)	9:30~12:00	池島集会所	北上条・南上条
	13:30~15:00	高山林業後継者研修センター	東奥(高山)
19(水)	9:30~15:30	西中農業生活改善センター	西中、西奥
20(木)	9:30~15:00	島防災コミュニティセンター	島
21(金)	9:30~15:00	東里農業生活改善センター	東里1(久保寺除く)・東里3
25(火)	9:30~12:00	東奥農業生活改善センター	東奥(高山除く)
	13:30~16:00	東小川農業生活改善センター	東里2
26(水)	9:30~12:00	ふれあい交流広場おぎ	立町
	13:30~16:00	荻原集会所	荻原
27(木)	9:30~15:00	倉本集会所	倉本上条・倉本下条
28(金)	9:30~15:00	吉野生活改善センター	吉野
3/3(月)			
4(火) ~5(水)	9:30~16:00	上松町公民館会議室1・2	宮前・観音・ 北栄町・南栄町・ 東里1(久保寺)
	9:30~15:00		
6(木) ~7(金)	9:30~16:00	寝覚公民館	寝覚1・2・3 小野
	9:30~15:00		
10(月)	9:30~15:00	見帰集会所	北見帰・南見帰
11(火) ~17(月) (土日は除く)	9:30~16:00	上松町役場 小・中会議室	全地区

#### 《注意事項》

- ◎会場・開催日により、開始・終了時間が異なります。
- ◎会場によっては混雑することも予想され、お待ちいただくこともありますのでご了承下さい。
- ◎土地・建物・株式等の譲渡、雑損控除や住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方、消費税申告のある方は、木曾税務署で申告をお願いします。

## 【確定申告が必要となる方】 ※主なもの

### 1. 給与所得がある方

給与所得者のほとんどの方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告をする必要はありません。ただし、次のような方は確定申告が必要となります。

- (1) 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方。
- (2) 給与を 1 か所から受けていて、かつ、他の所得金額の合計額が 20 万円を超える方。
- (3) 給与を 2 か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と他の所得金額との合計額が 20 万円を超える方。

### 2. 公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は確定申告をしなければなりません。

※公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、他の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) ただし、社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除などを受けようとする方は、町・県民税の申告が必要となります。

### 3. 退職所得のある方

原則として確定申告をする必要はありません。

ただし、退職所得（退職所得控除後の所得金額）がある方が、確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。

### 4. その他

- (1) 不動産・営業・農業所得・一時所得のある方。
- (2) 個人売買や公共事業による収用などの不動産譲渡のある方。
- (3) その他非課税収入となるもの以外の収入がある方。

疑問に思う収入については、木曾税務署又は役場税務係までお問い合わせ下さい。

## 【確定申告に必要なもの】

### 1. ◎マイナンバーカード（個人番号カード）

⇒マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認が可能です。

※マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない方



#### 番号確認書類

- ・ 通知カード又は個人番号の記載のある住民票等

+

#### 身元確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- などのうちどれか 1 つ

⇒番号確認書類と身元確認書類の両方が必要です。

- ・ 扶養控除等を受ける場合、扶養される方の個人番号も必要です。（コピー不要）
- ・ 親族等が本人に代わって申告を行う場合でも、来場者ではなく申告者本人の個人番号が必要ですので、ご注意ください。

### ◎利用者識別番号のわかるもの（事前申請されている方）

※申告書等データ引継ぎのため利用者識別番号が必要となります。

事前申請にご協力をお願いします。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

### ◎税務署からの申告関係書類（ハガキ等）※送付された方

## 2. 共通して必要となるもの（主なもの）

(1) 給与及び公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書など

※源泉徴収票は確定申告をする際全てのものが必要となります。紛失した場合には、それぞれの発行元へ再発行を依頼して下さい。

- ・給与の源泉徴収票：給与支払者（お勤め先）
- ・公的年金等の源泉徴収票：年金支払者

〔日本年金機構の場合：年金ダイヤルTel0570-05-1165 又は松本年金事務所（お客様相談室）Tel0263-25-8100〕

(2) 生命保険・個人年金・地震保険（長期損害保険）の支払額証明書

(3) 建設国保の支払額証明書、任意継続保険料の領収書

(4) 国民年金（基金）保険料控除証明書

※証明書が届いていない、紛失したという場合には下記までお問い合わせ下さい。

- ・日本年金機構松本年金事務所（国民年金課）：Tel0263-25-8100

(5) 印鑑（口座振替納税を希望される場合に通帳登録印）

(6) 申告者本人名義の口座がわかるもの（通帳等）

※扶養控除の可否判定等のため、世帯・家族内で申告が必要となる方全員分をご持参下さい。

## 3. 不動産・営業・農業所得のある方

収支計算が必要となりますので、各自で集計した帳簿や、関係する経費の領収書等を持参して下さい。不動産所得の場合、貸し付けている土地・家屋の地番をご確認下さい。前年に農業所得申告をされた方へは、収支計算書等の関係書類を事前に郵送します。いずれの所得の場合も、事前に集計をしてきていただくと当日スムーズに作成が行えますのでご協力をお願いします。

## 4. 医療費控除を行う方

(1) 上松町の確定申告相談会場で申告を行う方は、前年中に支払った医療費、薬（治療薬）、介護サービス等の「医療費控除の明細書」・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」の提示をお願いします。また、はじめに「受診者ごと」、次に「支払い箇所ごと」に分け、日付順に並べて集計して下さい。

(2) 通院の際利用した電車・バスの交通費は控除対象となります。領収書は必要ありませんが、「誰が」、「何処から何処までの間（駅名・バス停名）」、「何を利用」し、「片道何円」で、「何回利用した」のか集計して下さい。タクシーについては原則対象となりませんが、止むを得ない理由があった場合のみ、領収書を提示することにより対象となります。なお、自家用車を利用した場合、電車やバスでの移動に換算することはできません。

(3) 保険金等で補てんされた金額は、支払った医療費から差し引きますので確認して下さい。

※税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存して下さい。

## 5. 土地などの売却による譲渡所得のある方

(1) 売買契約書のコピー（契約年月日、売買年月日の確認）

(2) 領収書等のコピー

(3) 公共事業で収用により譲渡した場合は、

- ①公共事業用資産の買い取り等の申出証明書
- ②公共事業用資産の買い取り等の証明書
- ③収用証明書

## 6. 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方（税務署での申告に必要です。）

一般住宅の新築等に係る控除の必要書類は以下の通りです。認定住宅、ZEH水準省エネ住宅等は、この他にも書類が必要となりますので、国税庁のHPをご覧くださいか、税務署へお問い合わせください。

- (1) 住宅の登記事項証明書（取得年月日、床面積、持ち分、構造・建築後年数の確認）
- (2) 工事請負契約書・売買契約書等の写し（工事代金、取得価格の確認）
- (3) 以下の①・②のどちらか
  - ①（年末残高証明書方式の方）住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
  - ②（※調書方式の方）調書方式採用の金融機関（八十二銀行）からお借入れの方  
※令和4年度税制改正により、金融機関から税務署へ年末残高証明書が提出される方式です。
    - ・マイナポータル等を通じて、ご自身で情報をお受け取りください。
    - ・マイナポータル等から情報を受け取れない方は、お手元の返済計画表等の書類により、ご自身で年末残高をご確認ください。
- (4) 増改築の場合、上記の他に建築確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- (5) 住宅と共に土地を購入した場合、①土地の登記事項証明書（取得年月日、面積の確認）  
②売買契約書、土地の分譲に係る契約書等の写し（取得価格の確認）
- (6) 国や町等から補助金等の交付を受けた場合、補助金決定通知書等

### ◆「利用者識別番号」が必要です。※所得税申告が必要な方のみ。

令和元年分の申告から、個人情報記載された申告書をより安全に税務署へ提出するため、町の申告会場で作成した申告書は、電子データにて提出することとなりました。

電子データで提出するためには、申告者一人一人の利用者識別番号(税務署が発行する電子データ受付用の番号)が必要となります。

#### ※利用者識別番号とは

確定申告の電子申告(e-TAX)をご利用いただくために必要な16桁の番号です。1人につきひとつ必要となり、転居等により住所が変わっても利用できます。マイナンバー(個人番号)ではありませんのでご注意ください。

◎事前に税務署へ番号取得の開始届出書を提出された方には、税務署から利用者識別番号の記載された申告案内ハガキが送付されます。必要な番号ですので、申告会場に持参してください。

◎番号を取得していない方でも、確定申告は例年どおり行えます。その際、来年度より番号を利用できるよう開始届出書の記載、提出をしていただきますので、ご協力をお願いします。

※上松町公民館・役場会場では取得手続きができません。

## 【お 願 い】

- 待ち時間短縮のため、不動産・営業・農業所得がある方は事前に数字の集計を行ったうえでご来場いただき、円滑な申告相談にご協力をお願いします。
- 2月17日(月)～3月10日(月)までの間(3月3日(月)を除く)は、税務係職員が各地区へ申告相談に出向いているため役場庁舎での申告受付は行えません。(ご自分で作成された申告書をお預かりし、木曾税務署へお届けすることは可能です。)また、申告期間中は、税務関係証明書類等発行などの一般税業務にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申告に関するお問い合わせ先】

木曾税務署：Tel 0264-22-2024

上松町役場税務係：Tel 0264-52-4901